

○公立大学法人福知山公立大学理事長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）に定める理事長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、定款第10条第7項に基づき必要な事項を定める。

(委員の任期)

第2条 選考会議を構成する委員（以下「委員」という。）の任期は、経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が、理事長選考対象者となったときは、委員としての身分を失う。

4 前項において、選考会議に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(審議事項)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 理事長の選考に関する事項

(2) 学長の任期に関する事項

(3) 理事長の解任に係る申出に関する事項

(4) その他選考会議に関し必要な事項

(会議の開催)

第4条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合に選考会議を招集する。

(1) 理事長の任期が満了するとき。

(2) 理事長が辞任を申し出たとき。

(3) 理事長が欠けたとき。

(4) 2分の1以上の委員から開催の要請があったとき。

(5) その他議長が必要と認めたとき。

2 前項において、第(1)号に係る選考会議の招集は、任期満了の12か月前までに行うものとし、その他の場合は、速やかに行うものとする。

3 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定に関わらず、理事長の選考及び理事長の解任の申出に関する議事の議決は、

委員総数の3分の2以上をもって決するものとする。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

7 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 選考会議の庶務は、事務局企画・地域連携課において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議で定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、選考会議の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定に関わらず、法人成立後最初の選考会議は、理事長が招集し、議長が選出されるまでの間、議事の進行を行う。

附 則

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。